第四十一条の二第二項	前項の規定により共通投票所を設ける
	、投票所	が共通投票所	及び共通投票所	が投票所	他の共通投票所	第一項の規定により共通投票所を設ける	次条第一項ただし書、第四十四条第一項	、第四十六条の二第一項及び	投票所又は共通投票所	選挙人名簿	投票所	、選挙人名簿	当該選挙人名簿	第十九条第三項	書類。次項、第五十五条及び第五十六条において同じ。
	、指定在外選挙投票区の投票所	が同項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定した共通投票所（以下「指定共通投票所」という。）	及び指定共通投票所	が指定在外選挙投票区の投票所	他の指定共通投票所	第四十九条の二第三項の規定により指定共通投票所を指定した	第四十四条第一項	及び	指定在外選挙投票区の投票所又は指定共通投票所	在外選挙人名簿	指定在外選挙投票区の投票所又は指定共通投票所	、在外選挙人証を提示して、在外選挙人名簿	当該在外選挙人名簿	第三十条の二第四項	書類
第四十一条の二第五項															
第四十一条の二第五項の表次条第一項ただし書、第四十四条第一項、第四十五条、第四十六条の二第一項から第三項まで、第四十八条第一項及び第四十八条第二項の項															
第四十二条第一項ただし書															
第四十四条第二項															
第四十四条第二項	、選挙人名簿	当該選挙人名簿	第十九条第三項	書類。次項、第五十五条及び第五十六条において同じ。											
	、在外選挙人証を提示して、在外選挙人名簿	当該在外選挙人名簿	第三十条の二第四項	書類											

4　在外選挙人名簿に登録されている選挙人で、衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものの国内における投票のうち、第四十八条の二第一項の規定による投票に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第二項の規定は、適用しない。

第四十八条の二第一項	期日前投票所	市町村の選挙管理委員会の指定した期日前投票所（次項及び第五項において「指定期日前投票所」という。）
第四十八条の二第一項第二号及び第五号	投票区	指定在外選挙投票区
第四十八条の二第二項	二以上の期日前投票所を設ける	前項の規定により二以上の指定期日前投票所を指定した
	期日前投票所において	指定期日前投票所において
第四十八条の二第五項	期日前投票所において投票を行わせる	指定期日前投票所を指定した
第四十八条の二第五項の表第四十二条第一項ただし書の項	選挙	選挙人名簿に登録されるべき旨の決定書又は確定判決書を所持し、選挙
	第四十八条の二第一項	在外選挙人名簿に登録されるべき旨の決定書又は確定判決書を所持し、第四十八条の二第一項
	期日前投票所	指定期日前投票所（第四十九条の二第四項の規定により読み替えて適用される第四十八条の二第一項に規定する指定期日前投票所をいう。以下第四十八条までにおいて同じ。）
第四十八条の二第五項の表第四十五条第一項の項及び第四十六条第一項から第三項まで及び前条第二項の項	期日前投票所	指定期日前投票所

第五十五条中「次条」を「以下この条及び次条」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該選挙人名簿が第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合で政令で定めるときは選挙人名簿又はその抄本を、当該在外選挙人名簿が第三十条の二第四項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合で政令で定めるときは在外選挙人名簿又はその抄本を、それぞれ、送致することを要しない。

第五十七条第一項中「により」の下に「、投票所において、」を加え、「とき又は」を「とき、又は」に改め、同項ただし書中「ただし、その期日は」を「この場合において」に、「において、」を「は、」に、直ちにその旨を告示するとともに、更に定めた期日を」に改める。

第五十八条ただし書を削り、同条に次の二項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、選挙人の同伴する子供（幼児、児童、生徒その他の年齢満十八年未満の者をいう。以下この項において同じ。）は、投票所に入ることができる。ただし、投票管理者が、選挙人の同伴する子供が投票所に入ることにより生ずる混雑、けん騒その他これらに類する状況から、投票所の秩序を保持することができなくなるおそれがあると認め、その旨を選挙人に告知したときは、この限りでない。